

【災害時の歯科保健医療について】○ **歯科医療救護班の派遣（医療政策部所管）**

都は必要に応じて、**都歯科医師会**に**歯科医療救護班**（**歯科医師・歯科衛生士・歯科技工士・事務**）の派遣を要請し、医療救護所等へ派遣

※ 必要数の確保が難しい場合は、**J D A T（日本災害歯科支援チーム）**の編成を、厚生労働省を通じて日本歯科医師会に要請

○ **歯科用医薬品等の調達（健康安全部所管）**

歯科用医薬品等を調達する必要がある場合は、大東京歯科用品商協組合へ要請

【歯科医療救護班の派遣に関する課題】○ 近年の大規模災害での教訓から、災害関連死を防ぐため、誤嚥性肺炎などの発症予防の観点からも**口腔ケアの重要性が認識**されており、避難所等に**早期から歯科が介入することが必要**だが、現状では、歯科医療救護班の**早期の大量派遣は困難**な状況○ 都内には5つの歯科大学があるが、そのうち**災害拠点病院**に指定されているのは**3大学（東京科学大学、日本大学、昭和医科大学）**

残り2大学（**東京歯科大学、日本歯科大学**）は、歯科の単科大学のため、災害拠点病院等には指定されていないが、歯科専門職が多数在籍していることから、**災害時に協力を得られる仕組づくりが必要**

【災害時の歯科医療救護活動に関する協定・覚書】○ 都と**都歯科医師会**で、歯科医療救護班の編成に関する協定を**締結済み**○ 歯科医療救護班の編成に協力する目的で、**都歯科衛生士会、都歯科技工士会**と覚書を**締結済み**

以上により、**令和8年7月1日**付けで、**東京歯科大学、日本歯科大学**と災害時の歯科医療救護活動に関する**覚書を新たに締結**（残る3大学に対しても同様の覚書を締結できるよう、引き続き調整を実施）